

はじめに

昨年12月22日に改正教育基本法が公布・施行されました。

社会教育の関係では、生涯学習の理念、社会教育、家庭教育、幼児期の教育、学校・家庭・地域住民等の相互の連携協力が規定されています。

特に、社会教育については第12条第1項で、「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない」と規定されています。このことから、今後の社会教育行政は、多様化・高度化している住民の学習ニーズに的確に対応するとともに、地域課題に応じた具体的な事業を展開していくことを通して、地域社会の活性化に努めていくことがこれまで以上に求められます。

このような現状を踏まえると、都道府県及び市町村においては、今後、社会教育行政の政策形成過程に住民の意思を反映していく機能として現存する、社会教育委員の制度を積極的に活用していくことが一層重要となるでしょう。改めて言うまでもなく、社会教育委員制度は、社会教育行政に広く地域の意見等を反映させるために、教育委員会の諮問機関として設けられた制度であり、独任機関である社会教育委員は、教育委員会の会議に積極的に出席して意見を述べるとともに、会議体としての社会教育委員の会議の審議機能の強化を図る必要があります。しかし、地域においては、「社会教育委員の制度が十分に機能していない。」「社会教育委員の会議が形骸化している。」という指摘もあります。

そこで、国立教育政策研究所社会教育実践研究センターでは、社会教育委員の職務等に関して実態調査を行い、社会教育委員の活動の課題や方向性を整理・分析するとともに、特色ある社会教育委員の活動について事例研究を行い、社会教育委員の今日的課題や今後の目指す方向性について明らかにしました。

本調査の結果から見ると、社会教育委員の活動が活発なところでは、①積極的に政策提言・意見具申等を行っている、②小委員会や専門部会が設置され、答申等へ向けて活発な議論が行われている、③答申等へ向けて調査研究が実施されている、④政策提言を実現するために多くの研修機会を設けている、などの特徴がうかがえます。社会教育委員及び同委員の会議の責務と役割が果たされ、諮問機関としての機能を十分に発揮することが期待されることです。

本報告書が、都道府県及び市町村における社会教育委員の活動の活性化のきっかけとなり、社会教育活動のさらなる振興・充実の一助となれば幸いです。

おわりに、本調査研究の実施に当たり、ご熱心にご指導いただきました委員長の放送大学愛媛学習センター所長・愛媛大学名誉教授の讃岐幸治氏をはじめ委員各位に感謝申し上げますとともに、調査にご協力いただきました、都道府県教育委員会及び市町村教育委員会に厚くお礼申し上げます。

平成19年 4月

国立教育政策研究所

社会教育実践研究センター長 馬場 祐次朗